



障害者に関するマーク



障害者に関するマーク

シンボルマークを使用する一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

シンボルマーク (色)	マークの名称	マークの概要、使用方法など
 (濃青の地に白)	障害者のための 国際シンボルマ ーク	様々な障害のある人が利用できる建物、公共交通機関であることを明確にあらわすための世界共通のマークです。このマークは、すべての障害者を対象としたもので、車いすを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。
 (青地に白)	盲人のための国 際シンボルマ ーク	このマークは、世界盲人連合で定めた世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーが考慮された建物、設備などに付けられています。信号機や、書籍などで身近に見かけるマークです。
 (明るい緑)	聴覚障害者のシ ンボルマーク	聴覚障害者は、障害そのものが分かりにくい「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安があります。目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、聞こえないことへの配慮を求める場合などに使われるマークです。
 (青地に白、ハ ートプラスは赤)	ハート・プラス マーク	このマークは、身体内部（心臓、肺、腎臓、膀胱又は直腸・小腸、肝臓及び免疫機能）に障害を持つ人を表しています。ハートプラスの意味は身体内部を意味する「ハート」に、思いやりの心を「プラス」しています。
 (人は黒、プラスは白)	オストメイトマ ーク	このマークは、人工肛門・人工膀胱を増設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入り口・案内誘導プレートに表示されます。
 (白地に青)	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬（補助犬）同伴のを啓発するためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、レストランなどの民間施設でも補助犬が同伴できます。
 (青地に白)	身体障害者標識	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
 (緑地に黄)	聴覚障害者標識	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
 (赤地に白)	ヘルプマーク	援助や配慮を必要としている方々が、そのことを周囲の方に知らせることができるマークです。 電車・バスの中で、ヘルプマークを付けた方を見かけたら、席をお譲りください。駅や商業施設等で声をかける等の配慮をお願いします。 災害時には、安全に避難するための支援をお願いします。

ヘルプカード

ヘルプカードは、高齢者、障害者、障害や難病のある人など支援の必要な方が、日頃から携帯することで緊急時や災害時などに支援や配慮を求めやすくするカードです。障害者手帳をお持ちでない人も利用できます。必要を感じる方はどなたでもご利用ください。

【こんなとき役に立ちます】

手助けが欲しいときにカードを提示することで、周囲の人になぜ手助けが必要なのか理解を求めやすくなります。

・困ったときや緊急時

外出時にちょっとした手助けが欲しいときや道に迷ってしまったとき、発作や急に具合が悪くなったときなど、適切な支援を受けることができます。

・火事や地震や事故など災害時

避難生活が必要な時など、家族などに連絡してもらったり、避難所等で必要な配慮を伝えられます。

【カードの使い方】

- ・いつも使う財布の中に入れる
- ・カードホルダーに入れてバックに付ける、又は首からかける
- ・障害者手帳、運転免許証、身分証明と一緒にいれる など



詳しくは、下記のホームページを参照ください。

<http://www.city.okegawa.lg.jp/kenko/syogaisya/144/hp.html>

窓 口 障害福祉課

TEL 048-788-4936 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

★ヘルプマーク (80 ページ表の一番下) も障害福祉課窓口で配布しています。

